

STOP! THE ハッ場ダムニュース

—やんば—
in 埼玉



No.27 2010.1.16.

●ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会・代表 藤永知子●



2004年に6都県が一斉にハッ場裁判を提起して、早や今年で6年目となる。

昨年「政権交代」が実現、前原国土交通大臣は、就任早々に「ハッ場ダムの中止」を高らかに明言されたが、今もってハッ場問題の解決は、遅々として進んでいない。この間、ダム推進派の動きが活発化し、上田知事の誤った発言にも会として抗議した。

昨年12月、前原大臣は治水政策の転換を目的とする「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を立ち上げたが、中立の人選と言いながら、ダム推進派に傾いたメンバー構成、しかも会議は非公開とされている。これに対し、会では30の市民団体とともに要請書を大臣と有識者会議の座長宛に提出した。ダムに依存しない河川行政として、市民の生命に関わる治水の考え方を転換する議論は、公開で、市民が参加して議論をするべきではないか。非公開での有識者会議は、本当に実効性のある治水対策を検討しているのかさえ疑問に思う。

一方、今回、生活関連事業費に約154億円の予算が盛り込まれたが、生活再建事業についても事業仕分けが必要という指摘がある。嶋津さんは「ダム本体以外の付帯工事は全て生活再建事業と位置づけられているが、1号橋のように、このまま造れば水没予定地の再建に大きなダメージとなる事業も含まれる。生活再建として真に必要な事業のみを予算化する仕分けが必要」と訴える。まだまだハッ場ダム中止への道のりは遠い。

さて、来たる3月の裁判は、27回目で、ついに結審となる。今回、原告2人(私を含め)が、いかにハッ場ダムが埼玉県にとって不必要であるかを裁判官に強く印象付ける陳述ができるように努めたい。どうか「ハッ場ダムはいらない」という熱気で法廷を満席にしてください。

藤永知子

最後の意見陳述の機会ですので、万障お繰り合わせの上、3月31日11時～

さいたま地裁へ傍聴にお越しください。

裁判後、埼玉の会の総会を開催します。(詳細は最後の頁参照)

ハッ場ダム埼玉訴訟

12月9日・弁論期日の報告

野本夏生

ハッ場ダム埼玉訴訟は、12月9日水曜日の午前11時から、弁論期日が行われました。前回、9月2日の期日で証拠調べを終えていたため、今回の期日では、結審に向けたスケジュールを確認する作業を行いました。

原告側に残された宿題としては最終準備書面の作成作業があります。これまで私たちが展開してきた主張が、提出した証拠によって証明されていることを論点ごとにまとめていくことになります。基本的には、他の地裁で住民側から提出されている最終書面を活用することになりますが、特に利水の分野においては、農業用水転用水利権の評価、国土交通省が示した利水安全度の欺瞞性など独自の争点もあるため、ここに力点を置いた書面作成をしていく予定です。

そして、埼玉訴訟の結審予定日ですが、まさに年度末となる3月31日水曜日、午前11時からに決まりました。ここで、前述の最終準備書面を提出するとともに、原告の中から何人かの方に意見陳述をしていただく予定となっています。提訴から5年余り、いよいよ裁判は大詰めを迎えます。3月31日には、是非、法廷まで足をお運びください。

今後の裁判日程

- *千葉県 1月19日 (火) 13:10~ 千葉地裁 新庁舎法廷 判決
- *栃木県 2月18日 (木) 11:00~ 宇都宮地裁 進行協議
- *宇都宮市 3月 4日 (木) 13:00~ 東京高裁 822号法廷
口頭弁論
- *埼玉県 3月31日 (水) 11:00~ さいたま地裁 105号法廷
最終弁論
- *東京都 4月16日 (金) 15:00~ 東京高裁 16階
進行協議

…住民訴訟五周年集会報告… 「ハッ場はかくして止まる！」



埼玉の会 吉田 久栄

12月6日午後、水道橋の

駅の近くの全水道会館4階大会議室で「住民訴訟五周年集会」が開催され、150名を上回る方が参加しました。政権交代でハッ場は中止に向けて動き出しましたが阻止しようとする動きも根強く、楽観出来ない状況で現状を把握し、今何が必要なのかを確認するための有意義な集会となりました。

ジャーナリストで公共事業チェック議員の会・前事務局長の保坂展人さんの講演要旨。

◆講演「ハッ場ダムの57年と政権交代」◆

- ・政権交代後のメディアの歪んだイメージ操作の酷さや、知られていないハッ場の水質に関わる品木ダムのことを週刊朝日に書いたら評判になって売り切れ状態。
- ・10月初めに手紙をもらって知った戸倉ダムが、水質も水没補償も建設費もハッ場より好条件なのに埼玉県知事の主導で水需要の減少により一方的に中止になった直後、ハッ場ダムの事業費が倍以上になった。
- ・河川局の発信している情報によるムードで世の中が動いていて、知事連合がそれを後押ししている。
- ・有識者会議のメンバーは推進派ばかりで発足したので、河川局のやってきたことを検証する委員会を別に作るべき。ハッ場はここが総本山。
- ・楽観していない。河川局に関わってきたゼネコン関係者など多い。雇用をシフトしていくことをセットで論じるべき。
- ・ハッ場ダムが中止になっても不要な橋に税金がつぎ込まれている。
- ・再建事業について。建設中止になった戸倉ダムは再建に20億使われたが、時間がなくて土木工事に限定されたので野球場や駐車場を作った。合宿などに評判が良いけれど、本来ならば時間をかけて20億円の基金を運用しながら民生部分に使ったかったと地元住民は言っている。

大河原雅子参議院議員、塩川てつや衆議院議員、花輪ともみ都議会議員、大野ひろみ県議会議員、全水道の西川正夫書記長からそれぞれ問題提起がありました。高橋利明・弁護団長から現地を歩き、測量し、カスリーン台風が再来しても溢れないと証明したこと。地裁判決の不当性と今後の見通しとして、裁判官は手続きだけを進める派と無用な訴訟避けたい派になると思われ、弁護団は両用の備えをもって臨んでいくことが報告されました。

嶋津暉之・市民連絡会代表の「ハッ場ダム中止までの課題」「湖面一号橋問題の解説」のあと、各都県の会からは状況に応じて自律して活動し、全体としては緊密な連携で迅速に一致団結して対応している活動の報告がありました。埼玉からは河登一郎さんが裁判についてと、県知事、県議会の動きとその対応について報告しました。

◆ハッ場ダム住民訴訟5周年報告集会アピール◆

2004年秋、わたしたちは1都5県で住民訴訟を提起しました。必要のない巨大公共事業ハッ場ダムをストップさせるための法廷でのたたかいが始まったのです。

この5年間、首都圏の水あまりや、いかにハッ場ダムが治水上役に立たないか、ダムサイト地盤の脆弱さや水を貯めると起こる地すべりの危険性、さらには環境破壊の問題について論証してきました。

この5年の間には新たな事実が次々と明らかになりました。情報公開請求や裁判所が認めた調査嘱託、国会質問によって、国土交通省のずさんな計算や情報隠しの実態がこれまで以上に露呈したのです。こうして得られた膨大な資料を分析し現地調査を行い、国の事業に異議を唱える勇気ある専門家の協力も得て、ハッ場ダムが無駄であり、各都県が公金を支出することが違法であることを法廷の場で明らかにしてきました。

今年5月から東京、群馬、茨城と、3つの地方裁判所で判決が言い渡されました。そのどれもが、行政側だけの主張を鵜呑みにし、原告の主張をすべて排斥した、あまりにもひどい内容でした。

行政の裁量権を際限なく認め、有害無益なダム計画への参画が違法ではないとしたのです。わたしたちはすぐに控訴し、舞台を東京高等裁判所に移して法廷論争が始まります。そして、千葉、埼玉、栃木では一審でのたたかいが続いています

いっぽう、政治へのはたらきかけも行ってきました。

7月の都議会議員選挙での与野党逆転を目の当たりにして政治決着の期待が高まる中、8月末の総選挙について政権交代が実現しました。

誕生した新政権はハッ場ダムの中止を明言し、ハッ場ダム事業はようやく、わたしたちが求め続けてきた中止に向かって動き出しています。これに対して、国交省の官僚の意を受けた6都県知事が強い反発の姿勢を示していますが、そこに合理的な理由は何もありません。

一方で、地元からも強い反発の声がだされています。何十年間もダム計画に翻弄されてきた地元の生活再建、地域再生のために最大限の努力がされなければなりません。

わたしたちは、ハッ場ダムの中止を確実なものにし、現地の人たちの生活再建を求めて各方面にははたらきかけます。法廷でのたたかいと政治や社会を動かすたたかいを地道にすすめ、今こそ公共事業のあり方を真に問い合わせ直す市民の声を大きく広げていきましょう。

2009年12月6日

ハッ場ダム住民訴訟5周年報告集会参加者一同

2009年12月13日 緊急集会報告：

ハッ場ダムのこれからを考える “ダムなし生活再建への道”

2009年12月13日（日）高崎シティギャラリーで
首記の緊急集会が開かれました。ダム中止後の現地生
活再建問題がテーマでしたから、下流都県からの参加
者が少ないと心配していましたが、コアホールほぼ一
杯の熱気を感じました。

資料集にある報告書はいずれも問題点を非常に良く
整理していますが、若干長いので私の独断で問題点
を整理しました。

I、現状での問題点：

1. 現地の人口が激減しています：

- (1) 特にダムで全戸水没する川原湯・川原畠地区では、15年前に比べて1／4になってしまい、特に若い世代と子供の減少が著しく、集落の再生が危ぶまれる状態です。
- (2) 代替地への移住世帯は、9月末現在でまだ23戸（予定の17%）に止まっています。
- (3) その結果全産業が衰退しています。一部水没する横壁・林地区でも人口は激減、産業も衰退していますが、建設業とサービス業だけは逆に増えています。

2. 財政（長野原町）は、ダム関連国庫負担金などで全国の同規模の自治体と比較したく身の丈>の約2倍に膨れ上がっており、財政が硬直化し不安定な構造になっています。

3. 工事の進捗度：

- (1) 世間では、70%も進捗しているという誤解が一人歩きをしていますが、これは現在の事業費4,600億円を7割消化したということであって、工事の進み具合とはまったく別の話です。大きな関連事業である付替国道、付替県道、付替鉄道の進捗状況を見ると、予定よりも大幅に遅れており、ダム事業を仮にこのまま進めても、ダムの完成が予定の2015年度末よりも大幅に遅れることは必至です。
- (2) 今までの工事は遅れていた基礎インフラが中心ですから、ムダにはなりません。
- (3) ダム中止後も必要な工事がある反面、ダムが中止されれば不要になる工事もたくさんありますが、両者の仕分けがまだキチンとできていないことが問題です。

4. 総経費の問題：

- (1) 特ダム法によるハッ場ダム事業費は4,600億円ですが、このほかに①水源地域整備計画事業、②水源地域対策基金事業、③後年度負担（起債金利など）を加え、さらに④工事の大幅遅れ及び東電への減電補償を合せると、このまま続ければ、完成後毎年かかる維持管理



費を除いても、全体で1兆円前後の超巨大事業になります。巨大利権を求めて凄まじい巻き返しが展開されています。

(2) 今止めれば、これからも必要な投資と地域住民への補償をした上でなお数千億円単位の国民負担軽減が可能です。

II、国と群馬県による現地再建計画：

1. 国が示した地域居住計画・地区整備方針：

(1) 1990年に建設省が策定した「地域居住計画」の概要は、<ダム周辺にデラックスな観光会館／温泉センター／多目的ホール／会議室などを建設し；複数の公園／スポット・スペース／展望護岸／イベント広場／桟橋などを作り；さらにグリーンレークロード／遊歩道／サイクルセンター／水辺の環境ゾーンを整備する・・・>という代物です。

(2) そのために複数の幹線道路；鉄道；橋脚；トンネルなど、まさに地元住民をダシに使った<利権の塊>を絵に描いたような計画ではありませんか。

2. 群馬県による水源地域対策基金事業：

1992年の地域振興策は2008年に見直され、<ダイエットバレー構想>としてエクササイズセンター；サイクルセンターを作り、<心と身体と地球のダイエットを実現する魔法の谷を構築する>のだそうです。群馬県は事業費を抑えるために公社方式を止め経営責任のある株式会社方式を提案していますが、地元では反対しています。

3. これらの計画は見かけ上豪華ですが、<机上の計画>としての弱点が目に付きます。例えば、(1)美しい渓谷は失われ、観光資源とは程遠い薄汚い水とコンクリートの塊が出現します、(2)再建の中心になる打越代替地や上湯原地区は地質的に脆弱或いは盛土が数十メートルにも及びダムからの水の浸透で大事故につながる危険性が強く指摘されています。

(3) ダム工事中の遊歩道は打越代替地と吾妻渓谷の間に高低差130メートル、距離1,300メートルもあり、「遊歩道」にはなりません。(4) さらに源頼朝が見つけたという言い伝えのある良質の旧泉源を打越代替地に送湯できるメドは立っていません。

III、八ッ場ダムを止めるまでの課題：

上流及び下流で以下のような手続きや措置が必要です。問題はいろいろありますが、その多くは事務的に処理可能だと考えます。

1. 治水：利根川水系河川整備計画で八ッ場ダムなしの治水計画を策定すること。
2. 利水：①暫定水利権：当面は従来同様に利用継続を認める。将来は水利権許可制度の抜本的改善、②利根川・荒川水系フルプランから八ッ場ダムを削除する。
3. 政策評価法による中止手続（事業評価委員会の了承：例の恣意的な費用対便益計算は中

止の場合不要。いずれにせよこのマニュアルは抜本的な見直しが必要)。

4. 特ダム法に基づく中止の決定：都県知事の意見聴取が必要。
5. ダム中止後の生活再建；地域振興を推進する法律の制定→後記 IV.で詳述。
6. ハッ場ダム関連事業の精査（真に必要なものを仕分けた上で実施する）
7. ハッ場ダム中止後の水源地域整備事業；水源地域基金事業の扱いの検討
8. ハッ場ダム中止に伴う都県の既負担金の処理を決める。

IV. ハッ場ダム中止後の地域主権のまちづくりに向けて：生活再建・地域振興策(事業)：

1、早急に実施すべきこと：

(1) 「事業仕分け」：今までダム建設を前提として進んできた諸事業は、①中止後も続行すべき事業、②一部修正して実行すべき事業、③不要になる事業、に分けて対処すべきですから、「事業仕分け」が喫緊の課題です。それを公正に実行する組織づくりが最も急を要します。当会からも豊富な情報をベースにして参加又は提言をすべきです。

(2) 「事業仕分け」の結果が決まるまでには急いでも数ヶ月はかかるでしょう。①その間、平成 22 年度の予算策定上ダム関連予算が従来の延長で計上されると、工事は継続されますので、中止はますます困難になります。②一方、生活補償や再建に不可欠な投融資は速やかに実行すべきです。

(3) 代替地の安全性：脆弱な地質や不安定な盛り土部分を含む代替地の安全性についての充分な調査と情報提供が不可欠です。加えて上記 II. 3. の諸点に関する冷静な判断が求められます。

2. 生活再建；地域振興策策定に向けて：

(1) 生活保障：特に重要なことは、代替地造成の遅れで移転できず補償金をまだ受取っていない住民対策が急務です。

(2) 家屋等建設に対する補償：移転を前提として、家屋；温泉旅館・設備いずれも老朽化しています。この分野への支援も急を要します。

(3) 地域産業再生のための支援計画：長年にわたるダム計画のため、温泉街・観光業・農業は衰退し、代わりにダム関連工事の下請け、ダムに関する行政事務処理、埋蔵文化財発掘調査のパートなど不安定な収入への依存と高齢化が進んでいます。持続可能な地域再生のソフト面を含む支援計画で後押しないと地域として自立再生できません。

(4) そのための方策の一つとして、買収済みの国有地を低価格で払い下げる/貸し出すなどの優遇策と秩序ある開発計画が求められます。

(5) これら必要経費に関しては、国だけでなく、かかる無謀な事業を検証せずに黙認してきた下流都県も応分の負担をすべきです。それでもダム中止によって国民負担が数千億円の規模で軽減できることは上記の通りです。

以上 2009 年 12 月 河登記

ハッ場ダムの来年度予算と湖面1号橋問題について

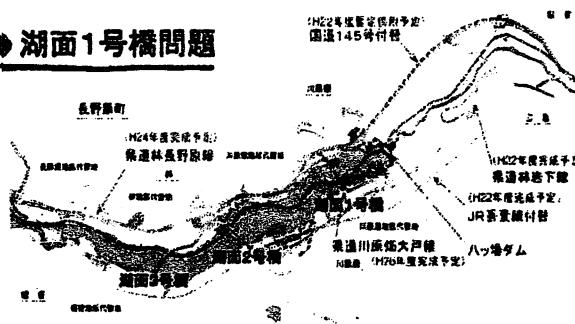


鳴津暉之

ハッ場ダム事業の2010年度の予算は政府原案では154.5億円となりました。8月の国交省の概算要求では194億円でしたが、そのうち、ダム本体工事を除く全額が生活関連事業として認められました。しかし、生活関連事業とはなっているものの、その中には生活再建に結びつかないもの、むしろ、ダム本体工事につながるものも含まれています。その代表的なものが湖面1号橋です。11月30日に群馬県は、川原畑地区と川原湯地区の代替地を結ぶ「湖面1号橋」の橋脚2基の工事の入札を10年2月に実施すると発表しました。

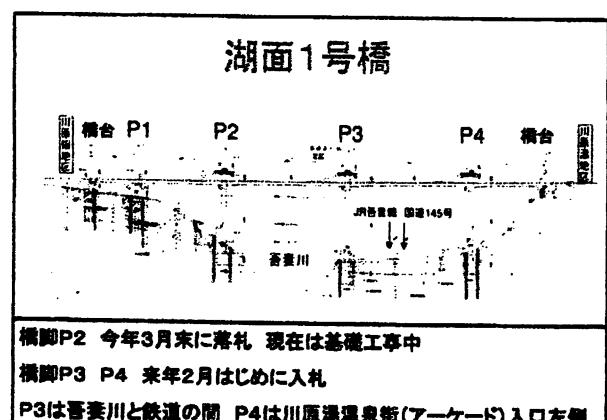
テレビ等でよく取り上げられるのは湖面3号橋、湖面2号橋で、その下流にもう一つ、湖面1号橋をつくる工事がはじまっています。その橋脚4基のうち、P2は09年3月に入札が行われ、現在、基礎工事が行われています、10年2月に入札される予定の橋脚2基、P3とP4はそれぞれ、吾妻川とJR線の間、川原湯温泉街の入口左側に建設されるもので、この工事が進めば、川原湯温泉街の景観が台無しになり、水没予定地での生活・営業に大きなダメージを与えることは必至です。温泉街の現地での再建は困難になってしまいます。

● 湖面1号橋問題



湖面3号橋 付替国道145号線の一部
湖面2号橋 付替県道林岩下線の一部
湖面1号橋 アクセス道路

湖面1号橋
事業者 群馬県
国費 96%



橋脚P2 今年3月末に落札 現在は基礎工事中
橋脚P3 P4 来年2月はじめに入札
P3は吾妻川と鉄道の間 P4は川原湯温泉街(アーケード)入口左側

湖面3号橋、2号橋はそれぞれ付替国道145号線、付替県道林岩下線の一部を構成しているのに対して、湖面1号橋は付替国道から打越代替地へのアクセス道路ですから、ダムが中止になれば、代替手段はありますので、その役割は高いものではありません。事業主体は群馬県ですが、工事費の96%は国からの支出になっていますので、国の判断で止めることができます。1号橋の工事費は現段階では52億円とされています。群馬県は湖面1号橋などの関連工事を急いで、ハッ場ダム事業を進めざるを得ない状況をつくろうとしています。

そこで、ストップさせる各都県の会では連名で、12月3日に前原国交大臣と民主党群馬県総支部連合会に対して、湖面1号橋の工事入札の中止を求める要請書を提出しました。民主党群馬県連も大臣に対して同様な要請を行い、湖面1号橋の建設の是非がハッ場ダムの今後を左右する大きな争点になっています。

その後、10年1月24日に前原大臣がダム予定地の現地に行くこととなり、町から意見交換会受け入れの条件として、湖面1号橋等の生活関連事業の予算確保が求められました。これに対して、前原大臣は生活関連事業の予算を全額認めたものの、その具体的な内容は3月末の実施計画策定時までに決定するとしましたので、湖面1号橋の問題は持ち越しとなっています。

前原大臣は、ハッ場ダム中止は変わらないと言明する一方で、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が10年夏ごろに提示する基準に沿ってハッ場ダム事業の再検証を行うとしており、先行きが不透明になっています。

10年度のハッ場ダム予算はむしろ、計画さえ存在しない水没予定地のライフライン（下水道、水道等）の整備など、真の生活再建のための取組みに使われるべきです。ハッ場ダムの中止に向けて、予算の内容を仕分けして、生活再建、地域再生に本当に必要なものを取り出し、逆に予定地のライフラインの整備など、計上されていないものの予算を確保することが重要な課題となっています。

▼最近の新聞報道から

こちら特報部

水没予定地 移転前提で満額を

割れる地元、議論も進ます

生活再建見えぬ全体像

中止でも1号橋必要？

建設後は「今の場所で温泉再生 困難」

八ッ場ダム 国交相と24日意見交換会

(東京新聞 2010年1月8日)

2009年度活動報告



2009年は1月14日の第19回口頭弁論で始まり、八ッ場ダム訴訟の山場を迎えた。東京、群馬、茨城と不当な判決が出るなか、埼玉訴訟は被告埼玉県の水需要予測の下方修正が提出され、原告側から調査嘱託の申請などを経て、9月2日に証拠調べとしての証人尋問が行われました。また、民主党による政権交代が実現したのもこの3日前でした。前原国交相の「八ッ場ダム中止」の明言は、私たちに大きな希望を与え、中止後の水没地域住民の生活再建の法整備が急がれるものでした。

しかし、現地群馬県をはじめ関係都県の知事は今さら中止ではと八ッ場ダム推進の共同声明を発表しました。新聞やTVも揃って八ッ場ダムの付帯工事の県道の橋脚を映し出し報道しました。しかし、その報道には誤りが多く*1都5県の会共同で「みんなの八ッ場パーフェクトガイド」を作成し、記者レクチャーや県議会議員への学習会を実施しました。知事声明も事実認識に誤りがあり、それに対し各知事に文書を提出しました。ことに上田埼玉県知事の記者会見での八ッ場問題の発言には、看過できない発言があり、公開質問書を提出し回答を求めました。

また、埼玉県議会や日高市、大利根町、加須市、羽生市議会などは八ッ場ダム推進の決議をし、八ッ場ダム問題はさらに複雑です。1都5県の会やあしたの会との連携で緊急集会の開催、利根川流域の「八ッ場ダム・霞ヶ浦導水・湯西川ダム・南摩ダム各事業の中止と現地住民の生活再建の早期実施を求める」署名活動を展開しています。

埼玉訴訟も12月9日結審予定でしたが、進行協議で今の政治状況を考え、来年3月31日に延期になりました。訴訟も5周年を終え、司法の判断が示されるところに来ています。広報活動として、今年はブログの開設（3月）やニュースの発行（5回）をして、情報の発信をして共有を図り充実しました。

事務局 大高文子

* 1都5県の会とは、八ッ場ダムをストップさせる群馬の会、茨城の会、埼玉の会、千葉の会、東京の会、ムダなダムをストップさせる栃木の会。

今年度活動の記録

1月14日 第19回裁判（さいたま地裁）	3月11日 定例会
定例会	13日 ブログの開設
2月10日 №22ニュース発行・発送	22日 あしたの会「やんばワークショップ」
11日 定例会・新年会	マエキタミヤコさん(ECO豊島)
12日 弁護団会議	4月11日 №23ニュース発行・発送
25日 第20回裁判（さいたま地裁）	13日 定例会
28日 集会「見直そう八ッ場ダム つくろう生活再建支援法」 (日本青年館)	5月 9日 弁護団会議
	11日 県議民主党・無所属の会勉強会

5月 13日	第21回裁判（さいたま地裁） 総会と講演「ダムの村を訪ね歩いて」 大西暢夫さん（埼玉会館）	9月 26日	「江戸川・利根川流域シンポジウム」 (松戸市民劇場)
(11日)	東京判決)	30日	「みんなの八ッ場パーフェクト ガイド」作成
18日	定例会	31日	埼玉県選出国會議員へ挨拶
6月 2日	弁護団会議	10月 14日	定例会
3日	No.24ニュース発行・発送	18日	緊急集会「八ッ場ダムのウソ or ホント？徹底検証！」（コア・池袋）
9日	埼玉県議会議員「民主党・無所属 の会」意見交換会	20日	No.26ニュース発行・発送 (パーフェクトガイド共)
17日	第22回裁判（さいたま地裁） 定例会	11月 9日	進行協議（結審の延期） 定例会
(22日)	群馬判決)		上田知事へ公開質問書提出
(30日)	茨城判決)	14日	事務局だより発送（情報の誤り と上田知事公開質問書共）
7月 11日	No.25ニュース発行・発送	20日	公開質問書回答（24日届く）
16日	定例会	27日	公開質問書回答の記者発表
20日	あしたの会「ダムに負けない村 第3弾シンポジウム」 (群馬社会福祉総合センター)	12月 6日	住民訴訟5周年報告集会 (全水道会館)
24日	衆議院議員立候補予定者へ アンケート発送	9日	第24回裁判 定例会
28日	弁護団会議	18日	浦和駅西口街頭署名活動
8月 8日	アンケート結果ブログ掲載		
17日	アンケート結果 候補者・ 県庁記者クラブ発表		
12日	定例会・懇親会		
20日	弁護団会議		
28日	弁護団会議		
(30日)	衆議院議員選挙)		
9月 2日	第23回裁判 証人尋問 (さいたま地裁)・懇親会		
11日	県議民主党・無所属の会勉強会		
15日	定例会		
17日	県庁記者レク、県議民主党・ 無所属の会勉強会		

その他「首都圏のダム問題を考える市民と議員の会」や「1都5県の市民連絡会」、「全体弁護団会議」、「八ッ場あしたの会」の運営委員会に代表者が参加しています。



▲浦和駅西口にて署名活動

● インフォメーション

2004年11月「ハッ場ダム公金差し止め」の住民訴訟提訴から5年経過し、ようやく結審します。

第25回裁判 結審

3月31日(水)午前11時~12時 さいたま地裁 105号法廷

弁護士と原告2名の意見陳述があります。是非傍聴にお越し下さい。裁判終了後埼玉会館に移動して、裁判報告と埼玉の会の総会を開催します。

(昼食に軽食を用意しています)。

■場所 : 埼玉会館3階B会議室

総会開催 時間 : 13時~15時

・TVサンディプロジェクト上映 (内容:ダムによる地すべり取材)

全国で展開! 50,001筆以上集めましょう!

内閣総理大臣・国土交通大臣宛

*ハッ場ダム・霞ヶ浦導水・湯西川ダム・

南摩ダム各事業中止と現地住民の生活再建の早期実施を求めます。

〈一次締め切り/3月末日〉

★追加提出が出来ますので、遅れても事務局まで郵送をお願いします。

署名活動のご協力のお願い

千葉裁判 判決 1月19日(火) 13:10~

千葉地裁 201号法廷

(昨年の12月22日から期日が延期になりました)



千葉地裁にも傍聴に出かけましょう!

ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会

事務局: さいたま市浦和区北浦和5-15-41-221 大高 方 TEL&FAX: 048-831-4891

★ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会 <http://yambasaitama.blog38.fc2.com/>

★ハッ場ダム訴 <http://yamba.sakura.ne.jp> ★ハッ場あしたの会 <http://www.yamba.net.org>